



2020年4月10日

PRESS INFORMATION

報道関係の皆さま

株式会社 ノジマ

ノジマ 産休前および子育て従業員に 特別休業補償を実施

株式会社ノジマ（本社：神奈川県横浜市、代表執行役社長・野島廣司）は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、政府からの緊急事態宣言の発令を受け、幼稚園や小学校が臨時休園・休校した場合に、保護者である従業員が休職をした際の特別休業手当を、正規雇用・非正規雇用を問わず支給することを決定いたしました。

また、産休取得前の妊娠中の従業員に対しては、健康面の安全配慮から原則出勤停止とし、その期間についても休業手当を支給する対象といたします。

■対象期間

2020年4月10日（金）～ 5月6日（水）までを予定

■対象者

- ・小学校4年生以下の子どもの保護者で、小学校等（※）の臨時休校に伴い、休職を余儀なくされた従業員
- （※）保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校等
- ・産前休業取得前の妊娠中の従業員

■支給額

休業1日につき平均賃金の60%

※政府から休業者に対する何らかの新たな助成金施策等が発表された場合には、対象従業員にとって不利益にならぬよう、内容を変更する場合がございます。

◎新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、2020年新卒採用特別枠について

当社は、今般の未曾有の状況下で、新卒者の就職の機会が立たれてしまうことは、将来の日本経済における損失だと考え、既に2020年4月入社が決定した約300人の採用に加え、新卒採用特別枠を設け、3月下旬より採用活動を再開いたしました。

本特別枠にて2020年4月1日、新たに3名が入社しましたが、引き続き採用募集を継続し、インターネットを用いた遠隔面接等を活用した選考を実施してまいります。

<https://www.nojima.co.jp/news/category/info/54260/>

<お問合せ先>

株式会社ノジマ 人事総務部 総務グループ 担当：田中・山口
取材・お問い合わせ窓口 URL：<http://www.nojima.co.jp/corporation/massmedia/>